

小規模保育事業A型整備運営事業者 審査項目及び審査の観点

1. 審査項目及び配点

(1) 基本的な考え方について【18点】

① 応募動機、運営理念等について

<審査の観点>

以下のような点について、具体的に示されており、共感できる内容であるかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 応募の動機について。
- イ 運営・保育理念について。
- ウ 運営・保育に対する熱意について。
- エ 待機児童対策などの保育行政に対する考え方について。

② 安全・安心・衛生対策について

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点)

- ア 感染症対策の重要性を理解しているか。
- イ 地震・風水害等の自然災害対策の重要性を理解しているか。
- ウ 火災対策の重要性を理解しているか。
- エ 防犯対策の重要性を理解しているか。
- オ 事故防止対策の重要性を理解しているか。
- カ 安全安心な給食を提供することの重要性を理解しているか。
- キ 児童虐待対策の重要性を理解しているか。

③ 保育指針等について

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点)

- ア 保育指針、保育目標は適切であるか。
- イ 保護者への対応は適切であるか。
- ウ 児童の個人情報保護への取組みは適切であるか。
- エ 近隣住民に配慮した運営となっているか。
- オ 職員が働きやすい環境づくりを意識しているか。

④ 通常保育以外の事業について（選択事業）

＜審査の観点＞

一時預かり事業の実施の有無を審査します。

(2) 法人の内容に関する事項【21点】

① 運営実績について

＜審査の観点＞

運営主体となる法人の、過去の運営実績について審査します。

令和2年3月30日（応募申込書受付最終日）時点とします。

② 施設長（予定者）について

＜審査の観点＞

施設長（予定者）の経歴について審査します。

令和2年3月30日（応募申込書受付最終日）時点とします。

③ 職員配置について

＜審査の観点＞

職員配置は適切か、また、看護師、栄養士の配置について審査します。

④ 職員の人材確保・育成について

＜審査の観点＞

人材確保方策や、職員に対する研修等の育成方針、職員の定着率向上のための取組みが具体的に示されているかを審査します。

(3) 施設・設備に関する事項【18点】

① 保育室等の面積（一人当たり）について

＜審査の観点＞

子どもの処遇にかかわる保育室等の広さについて審査します。

② 保育室等の形態・環境について

＜審査の観点＞

以下の事項について、保育室等の環境が良好であるかを審査します。

（着眼点）

ア 各年齢ごとに天井までの壁等で仕切られた独立の室となっている。

イ 部屋全体の見通しが良く、保育しやすい形状となっている。

ウ 衝突や転倒のリスクとなる柱や壁、建具、大型家具等による出隅が抑えられている。

エ 廊下や園庭、沐浴室・トイレ等への動線に配慮している。

③ 園庭の面積について

＜審査の観点＞

子どもの処遇にかかわる園庭の広さについて審査します。

④ 園児送迎用駐車場の確保について

＜審査の観点＞

子どもの送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。

(4) 土地に関する事項事項【16点】

① 早期事業着手の確実性（関係法令との整合性）について

＜審査の観点＞

建設予定地が市街化区域か市街化調整区域か、建設に必要な許認可が得られる見込みがあるかなどを審査します。

② 土地・建物の確保について

＜審査の観点＞

土地・建物について、所有権の取得や使用する権利の確実性の審査をします。

③ 市の土地利用との整合について

＜審査の観点＞

建設予定地の当市の都市計画の土地利用方針等との整合について審査します。

④ 建設予定地の立地・環境について

＜審査の観点＞

以下のような点について、保育の環境が良好であるかを審査します。

（着眼点の例）

ア 利便性の良い場所に位置しているか。

イ 土地の面積、形状等について良好な保育環境が確保されると見込まれるか。

ウ 児童の登降園の安全確保が図られるか。

エ 小規模保育事業所建設により周辺に日照の問題が生ずることがないか。

オ 周辺の建物等により保育園への日照、通風が著しく妨げられるようなことはないか。

カ 周辺の騒音が小規模保育事業運営に支障を及ぼさないか。

(5) 資金計画等に関する事項【7点】

① 資金調達について

＜審査の観点＞

施設の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金で確保されているかを審査します。

② 事業費の適正な計上について

＜審査の観点＞

施設の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画が、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

(6) 地元自治会、近隣住民及び隣接者への説明について【8点】

＜審査の観点＞

地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等へ小規模保育事業所建設についての説明をしているか、また、その結果はどうかを審査します。

(7) その他独自の取組みについて【4点】

＜審査の観点＞

独自の取組みについて、内容や実現性を審査します。

2. 選考の方法について

- 「袖ヶ浦市民間保育施設事業者選定委員会」において書類審査及び提案説明・ヒアリング（必要に応じて現地調査）による審査を行い、「審査項目の選考基準及び配点」によって採点するものとします。
- 整備運営事業者の選定は、選定委員の評価点数の平均が合計点数（92点）の6割（55点）以上であった者に対し、得点が最も高い者を本審査会による被選定者（整備運営事業者）とします。
- 最高得点者が複数いる場合は、事業者がくじを引く抽選により決定するものとします。